

物 件 調 書

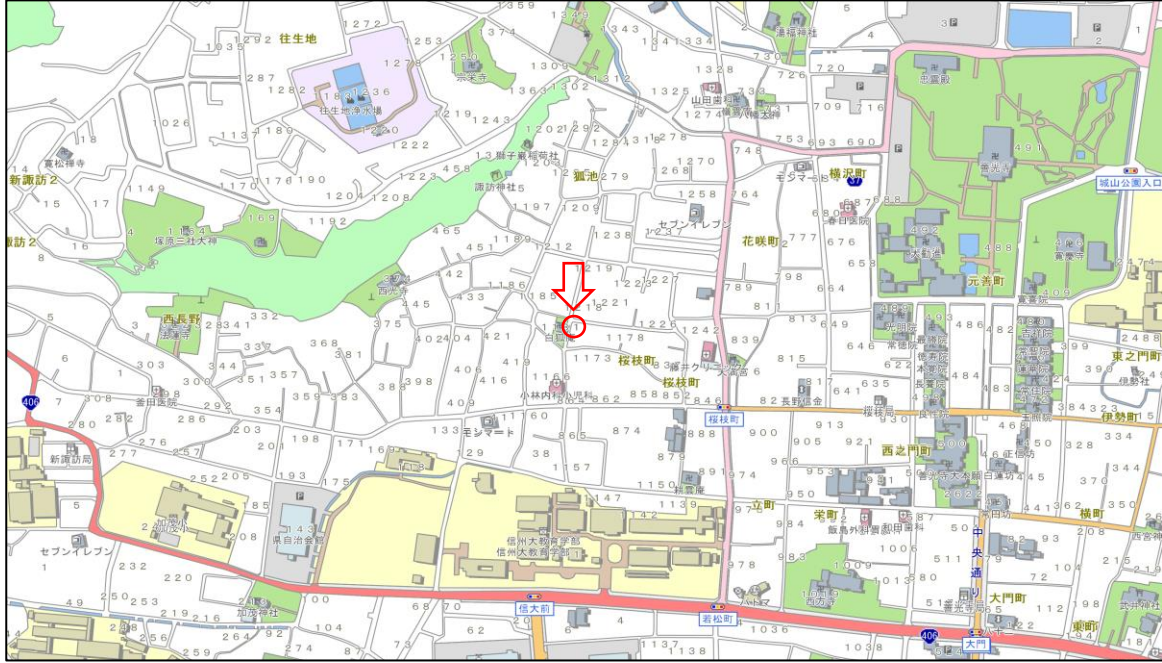
物件番号 1

桜枝町職員宿舎54号(建物付)

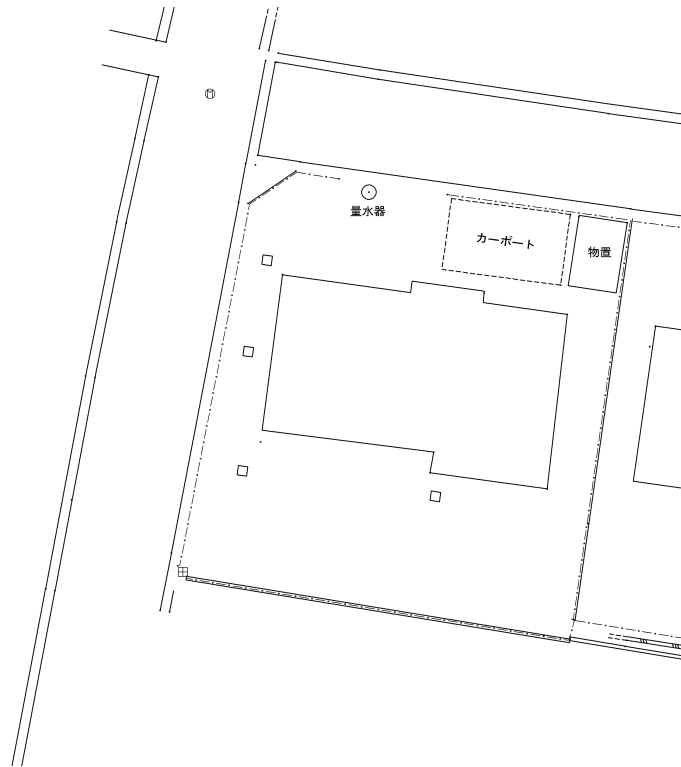
所在地	長野市大字長野字来間池 1179番1、長野市大字長野字狐池組1181番3						
住居表示	長野市大字長野桜枝町 1181 番地 3						
土地	実測面積	281.43	m ²	(約 85 坪)	地 目	宅 地	
	公簿面積	281.43	m ²	(約 85 坪)			
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし	
		権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	家屋番号1181番3 居宅 昭和47年9月築 木造亜鉛メッキ鋼板平家建					
	80.72 m ²	和室4.5帖、和室6帖、和室8帖、リビング、台所、浴室、トイレ					
登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県		所有権以外の権利(乙区)	なし	
		権利の種類	所有権				
付属建物等							
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域(市街化区域)			指定建ぺい率	60 %	
	用途地域	第一種住居地域			指定容積率	200 %	
	都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし			
	特別用途・その他の地域地区			指定なし			
	防火・準防火地域			準防火地域			
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地(長野遺跡群)			
	砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			指定なし			
	土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			指定あり:土石流(イエロー)			
	洪水ハザードマップ			該当なし			
	その他			長野市景観計画区域			
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低
	北側	舗装 市道 長野北83号		約3.8~4.1m	要	14.05m	概ね等高
	西側	舗装 市道 長野北84号		約4.4m	不要	15.77m	0.5m~1m高い
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	-			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査		-			
建物の耐震診断	調査	未調査		-			
建物状況調査	調査	未調査		-			
現況及び従前の利用状況	現況	居宅 1棟					
	従前	職員宿舎					
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況	施設の種類(業者名)	施設整備の整備・負担状況					
	電気	中部電力株			引込可		
	上水道	公共水道(長野市)			権利不明	メーターあり	
	ガス	長野都市ガス			引込管径不明		
	下水道	公共下水道			負担金	清算済	
				公共枡	設置済		
交通機関(現地からの直線距離)	鉄道	長野電鉄	善光寺下駅	南東 方へ 約	1.0	km	
	バス	長野市コミュニティバス	西長野町東	南西 方へ 約	0.2	km	
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	長野市役所		南東 方へ 約	1.6	km	
	小学校	加茂 小学校		南西 方へ 約	0.5	km	
	中学校	西部 中学校		南西 方へ 約	0.7	km	
参照事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	接面道路が幅員が4mに満たない箇所については、建築確認時に道路の中心から2mの道路後退が必要となります。詳しくは長野市役所建築指導課までお問合せください。						
	南側隣接地(1181番7)に設置された擁壁(隣接者所有物)上に県所有のフェンスが設置されており、改築等をする際には当該フェンスを撤去する旨の確認書を当該隣接者と締結しています。						
	敷地に隣接して西側の接面道路に、ごみステーション(ネット式)が設置されています。						
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条の規定による届け出が必要な場合があります。詳しくは、長野市役所都市整備部まちづくり課へお問い合わせ下さい。						
	建設工事等を行う場合は、文化財保護法に基づく届出を、工事着工の60日前までに行うことが必要となります。詳しくは長野市教育委員会へお問い合わせください。						
物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。							
売却物件は、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物、建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任の上で行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。なお、当該物件は解体前提とした売却価格を設定しています。従って物件に不具合や居住に適さない状況があるとしても、隠れた瑕疵や契約不適合に該当しないことを承知してください。							

桜枝町職員宿舎54号(建物付)

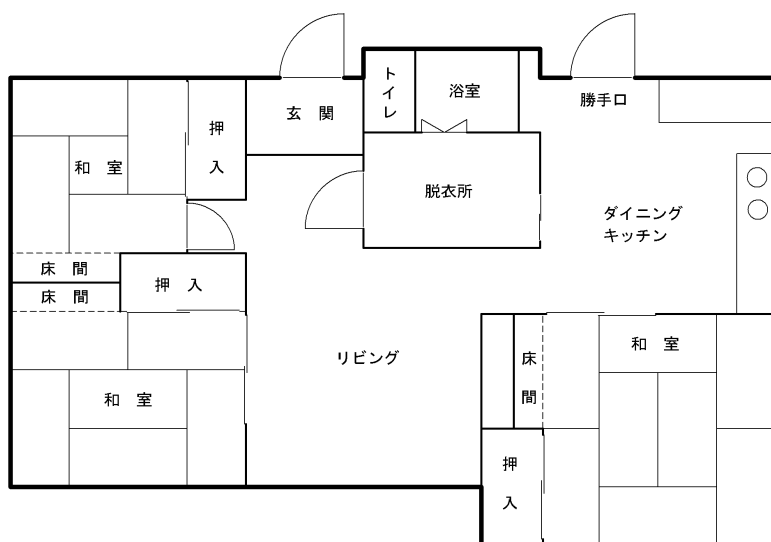
案 内 図



明 細 図



建物平面図



*現況と図面が異なる場合は現況優先とします

桜枝町職員宿舎54号（建物付）

物 件 写 真



桜枝町職員宿舎54号 (建物付)

物 件 写 真

